

## 「八尾市耐震改修促進計画（素案）」に対する市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と八尾市の考え方について

八尾市建築都市部建築指導課では、地震時における市民の安全を確保する観点から、建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として「八尾市耐震改修促進計画」を策定中ですが、その素案について、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第12条の規定に基づき、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する八尾市の考え方を公表します。

### （1）意見募集期間

平成20年1月23日（水）～ 平成20年2月21日（木）

### （2）提出方法別の提出人数と意見の件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
電子メール	1	4
ファックス	1	1
郵便		
合計	2	5

### (3) 意見の概要と八尾市の考え方

ご意見	八尾市の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・第2章、4.地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項及び第4章、3.2次構造部材等の安全性の向上について</li><li>・道路空間部分の安全性の確保は、災害時のみならず街づくりの観点から大変重要であると思う。建物本体の耐震化と同次元で扱うべきです。道路空間を公共空間とすれば、道路境界から一定距離の範囲を準公共空間と位置づけ、相当の拘束力を課し私有権と公権の調整を考えることが安全・安心な街を創りだすことに寄与するのではないか。条例化して新築建物にも適用することは不可能か。</li><li>・また、建物耐震診断の1項目として避難空間（周囲空間）をチェックすることも大切である。</li></ul>	<p>ご指摘のような安全安心な街を創るためには、道路空間だけでなく道路境界から一定距離及び避難空間（周囲空間）の確保も人的被害を軽減するための1つの方法と考えられます。</p> <p>まちづくり及び防災面の観点から、今後の八尾市の安全安心なまちづくりに重要な、八尾市総合計画、八尾市地域防災計画等の参考とさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・第2章1.(3)役割分担について</li><li>・環境整備、仕組みづくり、普及啓発とあるが、全体に他人任せの感がある。八尾市と市民及び専門家による八尾市特有の手作りの役割分担をつくり、具体的な行動計画も明示すべきであるとする。</li></ul>	<p>役割分担の基本的な考え方は、(第2章1.施策の取り組み方針)で記述しています。</p> <p>本市は、耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は、自ら守るという意識をもっていただくとともに、建築物の倒壊等によって周辺の安全を脅かさないよう建築物の耐震対策を地域が連携して講じることが重要であると考えています。</p> <p>本市は、耐震化を促進するための新たな支援制度の検討、耐震改修しやすい環境整備、啓発や知識の普及について総合的な対策を講じていきます。</p>

ご意見	八尾市の考え方
<p>・資料編について</p> <p>1. 近畿一円の活断層図を公表できないか。</p> <p>2. 液状化しやすい地域の地盤データがあれば公表すべきではないか。耐震診断や新築時の対策に供すべきと考える。地盤の来歴データがあれば、これも入手できるようにする。</p>	<p>1. 国では、一元的に推進するため、「地震調査研究推進本部」が設置されています。そこでは、近畿一円の活断層だけでなく日本全国の活断層の正確な情報をご覧いただけます。これらの内容は変更される場合がありますので詳細については、この地震調査研究推進本部 HP (<a href="http://www.jishin.go.jp/main/">http://www.jishin.go.jp/main/</a>) より「地震ハザードステーション (<a href="http://www.j-shis.bosai.go.jp/">http://www.j-shis.bosai.go.jp/</a>)」をご覧ください。なお、近畿圏の活断層は、資料編に掲載することとします。</p> <p>2. 地盤の液状化の状況は、想定される地震の大きさによって異なります。そこで、本計画で想定している地震（東南海・南海地震、生駒断層系地震、上町断層系地震）については、東南海・南海地震は資料編 P37 液状化の状況、生駒断層系地震は資料編 P39 液状化の状況として、上町断層系地震は資料編 P41 液状化の状況として掲載していますのでそちらをご覧ください。</p>
<p>・昭和56年以前の建築で老朽が進み特に2階建屋根の一部沈下等は居住者も発見しにくく気づいていないと思われる家を見受けます。倒壊は近隣に被害を与えることになる故、気づいた人の通報により指導課で点検し耐震診断を行ない改修の勧告をする案を提起します。</p>	<p>老朽が進んでいる建築物については、通報等があれば一定の指導を行っているところです。</p> <p>耐震改修促進法では、多数の者が利用する建築物等（「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震改修に努めなければならないと定められています。</p> <p>本市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めた場合は、必要な指導を行います。</p>